

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		自動体外式除細動器（AED）の貸出し
根拠法令等及び条項		栃木市自動体外式除細動器貸出要綱
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市自動体外式除細動器貸出要綱第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成28年11月15日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市自動体外式除細動器貸出要綱抜粋</p> <p>（貸出しの決定）</p> <p>第7条 市長は、申請者から前条の申請があったときは、これを審査の上、貸出しの可否を決定し、AED貸出通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。この場合において、重複する期間に複数の申請があったときは、申込順により承認又は不承認を決定するものとする。</p>	